



橋情審答申第1号  
平成26年4月16日

橋本市長 平木 哲朗 様

橋本市情報公開審査会  
会長 堀江 佳史

橋本市情報公開条例第15条の規定に基づく諮問についての答申

平成26年2月13日付け橋住公第198号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成24年10月22日に橋本市職員が異議申立人に対し提示し説明したという[ ]、[ ]の押印のある図面」

(別紙)

答 申

1 審査会の結論

橋本市長が、別紙文書目録記載の文書（以下「本件文書」という。）を、不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件文書は存在するとして、前項の非公開決定の取消を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

平成24年10月22日に、橋本市役所建設課職員2名が異議申立人の自宅を訪問した際に本件文書を示しながら、説明を受けたのであり、その際の会話は録音しているから、それを聞けば本件文書の存在を明らかにすることができる。

3 異議申立てに対する実施機関の答弁及び説明要旨

平成24年10月22日に橋本市役所建設課職員2名が異議申立人を訪問して、図面を示して説明を行ったことはあるが、その際に示した図面は、本件文書とは異なる。その際に示した図面は、「                    」や「                    」という氏名が記載されておらず、同人らの印鑑も押されていないので、結局、本件文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 平成24年10月22日に橋本市役所職員が異議申立人に説明を行った際に示した図面と本件文書との同一性について

平成24年10月22日に橋本市役所建設課職員2名が異議申立人の自宅を訪問して説明を行ったことについては、異議申立人と実施機関との間に争いはない。

問題は、その際に示された図面が、本件文書と同一のものであるか否かである。

この点につき、実施機関は、上記の説明に際して示した図面は、昭和61年に、橋本市                                    の土地に土止め工事を行った際に作成された「別図(A)」及び「別図(B)」と記載されている文書（以下「実施機関



らの氏名が記載されているということにこそ特徴があるのであるが、異議申立人は、かかる重要な点について詳細な部分までは記憶していないとのことである。そうすると、異議申立人の陳述は、知覚に際して何らかの別の文書と混濁をしたり、記憶の保持に際してあやふやとなったりするなどして、記憶を正確に留められていなかったものと考えられ、その陳述をそのまま信用することはできない。

よって、異議申立人の陳述によっても、平成24年10月22日の説明に際して示された図面が実施機関主張文書あるいは計画平面図など、昭和60年起案文書であるという推認を崩すことはできない。

- (3) 以上のとおり、異議申立人が平成24年10月22日の説明に際して示された文書は、実施機関主張文書あるいは計画平面図など、昭和60年起案文書であったことが認められるから、その結果、本件文書は、存在しないとの結論が帰着されることとなる。

なお、異議申立人の審査会におけるその他の主張は、いずれも、当審査会の判断を左右するものではない。

## 5 結論

よって、当審査会は、橋本市長が、別紙文書目録記載の文書（以下「本件文書」という。）を、不存在を理由として非公開とした決定は、妥当であると認められる。

(別紙)

文 書 目 録

橋本市役所建設課職員2名が、平成24年10月22日に異議申立人の自宅に持参して示した、橋本市[REDACTED]の土地の南側の擁壁の図面にして、境界線が溝の横にあることを示す「[REDACTED]」及び「[REDACTED]」という氏名が記載され、同人らの印鑑が押された文書

以 上